

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號六第 卷六十四第

行發日一月六年三十和昭

論叢

箱館における缺乏品貿易……………經濟學博士 本庄榮治郎

清算貿易制の理論……………經濟學博士 谷口吉彦

共同體思想の生的基礎……………經濟學博士 石川興二

時論

消費節約の問題……………文學博士 高田保馬

研究

ホッブスの租稅論とその周圍……………經濟學士 島 恭彦

利子率を含む經濟擴張論……………經濟學士 飯田藤次

エツヂワースと誤差法則……………經濟學士 馬場吉行

近世絞油業の發達……………經濟學士 住谷勇二

說苑

損害率と保險料率との相關關係……………經濟學士 佐波宣平

臨時稅法の整理……………經濟學博士 汐見三郎

附錄

雜報・外國雜誌論題

本誌第四十六卷總目錄

(禁 轉 載)

研究

ホッブスの租税論とその周圍

島 恭 彦

一 市民的租税思想の發展とホッブスの地位

もし今日吾々が租税論の源を探し求めるとしたら、十七、八世紀の租税思想、特に租税利益説、保険料説、交換説等々の名で普通呼ばれてゐるものにまで遡らねばならぬだらう。尤もこの當時の租税論は何々説と呼ばれる程の明確な固定した學説ではなくて、廣く國家、社會に關する理論を背景にもつたものである點に注意しなければならぬが、それでも様々の理論に共通した一般的特徴をあげるならば、租税を私有財産の保全に對する代償と見ることであると言へやう。こゝでは市民の納税義務の自覺は直に財産所有の意識に結びついてゐる。市民は國家の法律によつて納税義務を負ふ、併し法の目的は財産の保護である。従つて租税は財産保全の代償であり、納税の義務と所有の權利はつりあつてゐる。かうして考へが一般に當時の租税論を特徴づけてゐた。其は封建制度の崩壞期の混亂からのがれて、近代國家の主權の下に財産を確保しやうとする十七、八世紀の市民の思想を端的にあらはしたものと云へやう。またさうした意識に於て、この當時の思想家は近代國家に於ける租税と法

律秩序の具はらない野蠻時代の掠奪、又は封建社會の農奴の負擔する賦役や貢納とを比較してゐるのである。この點で先づ政治形態の比較から租税の特質を規定したモンテスキューをあげるべきであらう。彼は租税は臣民の自由に比例して重くなり、隸屬狀態の加はるにつれて軽くなると言ふやや逆説的な原則をたてた。これは結局封建制下の農奴の貢納や賦役と自由な市民の支拂ふ租税とは對立した觀念だと言ふことを意味してゐる。この場合自由とは財産所有の自由であるから、この自由即ち財産の安全度の加はるにつれてその代價たる租税は高まる。これが所謂モンテスキューの保險料説である。¹⁾ イギリスでジョン・ロックやモンテスキューの説を繼承し、また十八世紀の市民の思想を明確に現はしたものはスミスの次の様な言葉であらう。「凡そ一切の租税はこれを支拂ふ納税者にとつては奴隸狀態の象徴ではなくして、かへつて自由の象徴である。租税なるものはもとよりこれを上納する者は政府に服従しその治下にあることを表明するけれども、同時に彼は自己のある財産を所有するが故に、自ら自己以外の一主人の財産たり得ざることを明示するわけである。」²⁾ スミスにとつてもやはり租税は財産の自由と安全の代償であつた。其故に市民は國家の保護の下に享受する所得に應じて納税すべしと言ふスミスの有名な租税原則が定立されるのである。

ところで租税を個人の財産上の利益の對價であるとする所謂租税利益説なるものは、元來議會による租税協賛の傳統を持つイギリスに於いて育成された常識であると考へられてゐる。イギリスでは古くから議會が豫算の議定權と租税の協賛權を握り、これを通じて王權に制時を加へて來た。例へば外國貿易保護のために海軍擴充の必要が生じた場合に應じてそれ／＼個別的に新な租税が協賛され、而もこれらの租税は常に臨時的な性質しか持つてゐなかつた。従つて個々の租税とその用途は誰でも直に指適し得る様な明確な關係を持つてゐる。かうしたイ

1) Montesquieu, *Esprit des lois*. liv. 13 Chap. 12-14

2) Adam Smith, *Wealth of Nations*. edit. by Cannan Vol. II. p. 341

ギリスの傳統が租税と個人の利益を比較考慮する租税利益説の温床となつたのは理山のないことではない。かのシユタインも地主の集團である議會を政府の上に置き、租税を小きざみに協賛する様な議會主義パライメンタリズムが國家の永遠性を無視する「私經濟的」租税觀を助長したと言つてゐる。³⁾これは必しも國家主義的傾向の強いドイツ財政學者の見解に限つたことではなく、イギリスの租税史家ドウエルも國王と議會の取引を「イギリス流」(english fashion)と呼んでゐる。かやうな議會の租税協賛權に確固たる地位を與へたものは云ふまでもなくかの名譽革命であつた。名譽革命はイギリス國王の封建的、家長的地位を抹殺して、市民的地主の土地所有の權威を宣言した。この革命によつて礎かれた所謂「自由地保有者」(freeholders)の議會に於ける租税協賛權を理論的に確認したのは、かのジョンロックである。ロックによれば、國家の目的は私有財産の保護であり、租税はかゝる國家の維持のためにすべての財産所有者が支拂ふべきものである。従つて租税の目的と效用を承認せる財産所有者が租税の協賛權を握るべきである。従つて「もしも誰かゞ私の權力により人民の協賛なしに人民に租税を賦課する權利を要求するとして、彼はその行爲によつて財産の基本法を侵害し、政府の目的を挫折せしめたのである。」⁴⁾ロックは租税協賛權を握る有産者議會の立法權に最高の地位を與へ、すべての行政權をその下に服従せしめた。かうして、財産と國家と租税の間の有機的統一を主張する所謂租税利益説は議會主義者ロックによつて公認せられたのであつた。これ以來租税利益説はイギリスの議會に席を有した有産者の納税倫理に訴へる力を持つことが出来たと考へられやう。また事實政府が新たな租税を要求する時はしばしばこの理論を引用したと言はれてゐる。財政學者ロツツによれば一八四二年、ロバート・ピールが一般所得稅案を議會に提出した際に「有産者諸君は自己の財産保全の見地か

3) L. v. Stein. F. w. II S. 379 ff.

4) John Locke, Two treatises of civil governments (1689) Book II Chap. XI

らして所得の一部を國家に提供すべきであり、また所得税による負擔の分は關稅改正による生活の安易化によつて輕減されるであらう。」と述べたと言ふことである⁵⁾。かやうな租税利益説は勞働者階級の勢力が議會に侵入してくるグラッドストーン、ハーコート、アスキス等々の時代まで一般的な説得力を有したと言はれてゐる。

かうして廣く租税利益説と呼ばれるものの變遷の跡を辿つて見ると、其は大體リベラリズムの成長期に於いて自由主義者或は議會主義者の間で多くの支持を得たものだと言ふことが出来るであらう。然るにいま吾々の問題にしやうとするトーマス・ホッブス（一五八八年—一六七九年）に於いてはかやうな一般論は當らない。彼は所謂租税利益説なるものを始めて理論的な形に完成した人と言はれてゐるが、それにも拘らず彼は專制主義の則に立ち反議會主義者である。何故にホッブスに於いては租税利益説と絶對主義が結びついたかを明かにするのは他の機會にゆづるとして、こゝでは一般に自由主義の租税論とホッブスの其を比較するに止めやう。自由主義者によれば租税に於ても政府の利益と個人の利己心は自然に調和する。個人は政府の財政を支持すると云ふことは結局自身自身の利益であることを知り、進んで納税しやうとする。政府と個人の利益は如何なる租税形態によつて調和されるかと言ふ問題については、直接税をすゝめるものと間接税をすゝめるものとの間で議論が岐れるであらう。また兩者の利益を調和する方法について特に民主的政治形態、即ち議會を考へる政治的自由主義者と政治問題にはふれない經濟的自由主義者の間でも議論が岐れるであらう。併し自由主義者は一般に政府の財政目的と個人の富の蓄積とを調和するについて頗る樂觀的であり、個人の富の増殖は直に政府の租税收入の増大になるものと前提して、この間に深刻な摩擦のあることを考へやうとしない。スミスによれば密貿易業者と雖も不合理な關稅障

5) W. Lotz. Finanzwissenschaft (1917) S. 243

壁を破り、一國の富と國家の收入を増大させる動力として歡迎されるのである。然るにホッブスは利己的な個人を前提し市民の財産保全を國家の目的と考へる點では自由主義者に一致してゐるが、個人と國家の利益の調和について徹頭徹尾悲觀的な見解をいだいてゐる點で自由主義者と岐れる。ホッブスの眼前にある市民は租税の目的とか納税義務の根據とかを少しも理解せず、僅かな租税負擔に對しても不平を言ひ、議會を通じて民衆を煽動するデマゴグである。ホッブスの租税利益説はかうした利己的な市民に對して、國家の強力な課税權に絶対服従するのが結局市民の利益であることを説く目的を持つてゐる。併しさう云ふ租税の理論以外に、如何にして「かく財布をにぎりしめた人々」(claw-baited men)を統御して租税を引出すかと云ふ專制主義の統治術を問題としてゐる處にホッブスの特色がある。けれどホッブスの考へでは大衆の多くは租税の理論を理解しないし、國家は理論を超越した實力だからである。要するにホッブスの前提してゐる様な利己的な個人にとつては「萬人の萬人に對する鬭争」か或は巨大な勢力に對する絶対服従かの二途しか存在しない。租税の協贊權を議會が握つてゐる様なイギリスの傳統的政形態即ち混合王制 (mixed monarchy) は一種のアナーキーに過ぎないのである。

かうしたホッブスの租税思想を特色づけるものはその過渡期的な性質である。租税思想史より見てさうであるばかりでなく、彼の時代がまた中世より近世への轉換期をなす重大な時期であつた。ホッブスの思索した時代はスチュアルト王朝の法皇的絶對主義が課税問題を契機として議會によつて倒されたイギリス未曾有の内亂期であつた。従つて彼の租税思想は封建制から近代國家への過渡期の動亂とそこに於ける思想的對立を背景として理解さるべきものである。

二 英國に於ける租税國家の成立過程と租税思想の對立

イギリスの封建制度崩壞の兆は早くから現れてゐた。こゝでは特に租税制度の發展に注目するならば、既に十二世紀(一一五九年)封建貴族の軍役奉仕が楯税(*scutage*)と名づける金納租税に換へられてゐる。⁶⁾封建的奉仕の義務が貨幣上の義務にかへられたことは、一方で軍隊の動員を合理化し王の手に軍權を集中する効果を持つが他方では王に忠誠を誓ひ王權を崇嚴ならしめてゐた貴族が單なる地主の列に入り、政治よりも土地の資本主義的經營に興味を持つに至つたことを現はしてゐる。軍用金代納制、其他各種の封建義務の貨幣義務への轉換は更に廣汎な社會的變動を豫想してゐる。既に封建社會では土地貴族の負擔は農奴に轉嫁されて來たのであるから、いま貴族の義務の貨幣化が一般的に行はれるものとせば、其は既に農奴の賦役、現物貢納の義務が貨幣化されてゐることを意味してゐる。十四世紀から十五世紀にかけて農奴の義務は小作人によつて買取られるか、土地かこひこみによつて強制的に解消せしめられるかして、農民はあらゆる意味で自由になつた。⁷⁾この場合農民はモンテスキューの所謂「自由の象徴」としての租税を納めなければならぬと言ふまでもないが、さうした金納租税が封建社會より近代國家への過渡期に生ずるイギリスの農民暴動の直接原因になつてゐる。最後に無神論者ホッブス(彼の反神學的租税思想については後述する)に關聯して述べねばならない事件はイギリスの宗教改革の際に行はれた教會領の沒收である。教會領の沒收は結局僧侶への封建的貢納、引いてはローマ法皇への貢納(十分の一税、初穂の税)を廢止して、これを教會の支配者としての國王に納める結果となつた。⁸⁾沒收された教會領は國王(ヘンリー八世)

6) Dowell, *History of Taxation in England* Vol. I. p. 39

7) Ashley, *The Economic Organisation of England* p. 45

8) Dowell, *ibid* p. 133

の寵臣、貴族、郷紳等々に有償、無償で拂下げられた。この土地を手に入れた人々はウィッグ黨に屬する大門閥かのオリバー・クロムエルを出した清教徒等イギリス資本主義の先驅者達であつたと言はれてゐる。⁹⁾ またこの時代に元の教會領で行はれてゐた慈善事業が他方自治團體の手に移り、英國租稅史上有名な救貧稅 (Poor-Rate) が採用されたこと、¹⁰⁾ 傳來の王領地が續々賣却されたり抵當に入つたこと等を考へれば、あらゆる點から見てイギリスに於ける租稅國家の生長は自然の成行であつた。

右の様なイギリス近代國家の生長につれて國王の社會的地位も當然變化をうけた。國王は以前の様な封建領主の地位に止まるものではなく、新しい國民國家の指導者として國民的、國際的に開けて行くイギリス資本主義經濟の保護と言ふ重大な任務をひきうけた。特に國王の關心は羊毛工業の發展に伴ふ海外市場の開拓と海上貿易の保護に注がれた。そして國王の海上保安のために各種の租稅が協賛されたのであつた。例へばイギリス國民國家の完成期に當るチュードル王朝の代々の王に對しては外國貿易保護のために羊毛稅、皮革稅、噸稅、磅稅等々の終身徵收權が認められて來た。¹¹⁾ 吾々はこゝで、かのエリザベス女王がスペインの無敵艦隊を撃破し、アメリカ植民地に通ずるイギリスの進路を切り開いた一五八八年にホッブスが生れ、民族意識の隆々と擡頭する時代に育つたと言ふ事實を附け加へてをかう。¹²⁾ この事實はホッブスの國家、租稅思想を理解する上に何等かの手がかりになるであらう。

さて民族國家の指導者としてのイギリス王權は決して順調に生長して來たものではなかつた。既に軍用金代納制に關して述べた様に、貴族の封建的奉仕義務が貨幣上の義務に轉換されれば、國王は一應軍事的勢力を統一す

9) Laski, *The Rise of European Liberalism*, p. 36 ff.

10) Cannan, *The History of Local Rates in England*. p. 54 ff.

11) Dowell, *ibid.* p. 177

12) J. Lips, *Die Stellung des Thomas Hobbes zu den politischen Parteien der grossen englischen Revolution.*

ることになるであらうが、又その半面にいま、王と貴族、上級貴族と下級貴族の間に結ばれてゐた主従關係、即ち封建的階序制ヒエラルキーは崩壊して、貴族は他の市民的地主と共に議會を通じて王から要求せられる租税を拒絶し王の獨宰權を牽制しやうとするだらう。既に十三世紀の初期に於けるマグナ・カルタでは國王の傳統的課税權によるもの以外の課税については議會の協贊をうくべしと言ふ原則が認められた。その後土地貴族と都市代表者よりなる議會はあらゆる収入源泉をその勢力下に統制して行つた。議會は既に協贊した租税は臨時的のもの、少くとも王一代限りのものであると主張し、納税者の名を列記した徵稅簿(Roll)は今後の課税に際して利用されてはならないと云ふ原則を固執した。國王からの重税に對して議會の代表者達はあらゆる場合に民衆を煽動した。この煽動には教會領を沒收された僧侶も加はつた。封建的隸屬から解放されたばかりの民衆にとつて貨幣上の負擔が加はることは最大の脅威であつた。民衆の動搖に際して、國王は現に徵收されるものは強制的なものではなく「好意的獻納」(amiable grants)であり「冥加金」(benevolence)であるとしばく宣言しなければならなかつた。¹³⁾ 以上の様な國王と議會内外の市民との對立が危機に瀕したのはスチュアート王朝のゼームス一世及びチャールス一世の時代であつた。この時代には議會の解散は財政問題を中心として頻繁に行はれてゐる。國王は議會の制約を免れるために、各種の封建的財源、個人的獻金、特許權の賣買によつて収入を得やうと試みるが、結局財政窮乏のために議會の招集を餘儀なくされる。議會は國王の非立憲的財政收入を非難し、國王は再びこれを解散すると云ふ風に、解散と招集とが何回かくり返へされた後、一六四〇年スコットランド遠征費捻出のためにチャールス一世が招集した議會がはからずも「長期議會」(Long Parliament)として、税源のみならず軍隊の指導權さへ握つた革命的

13) Dowell, *ibid.* p. 201

勢力となつたのである。吾々はこゝで英國に於ける内亂の史實を列擧してゐる餘裕を持たない。唯々ホッブス晩年の著述である「長期議會史論」から内亂初期の狀勢を示してゐる一節を引用してをかう。この史論はAとBとの對話の形で次の様に書かれてゐる。

B「かやうな腐敗した人々以外にも、國王の叛徒に人民が投ずることを防ぎ得る様な軍隊を起こす人達が多くゐたでせう。

A「成程、もし國王が貨幣さへ持つてをられたならば、充分な兵力をイギリスで手に入れることが出来たであらうと確信します。……しかし國王の内帑金は非常に僅かでしたし、人民を租税から免除することや他の色々のことを公約した國王の敵はロンドン市や其他大部分の都市、イングランドの地方都市、更に多くの個人の財布の支配權を握つてゐたのでした。」¹⁴⁾以上の言葉からして議會軍の實力が王黨のそれに比してはるかにすぐれてゐたことを知ると同時に、ホッブス自身が貨幣と軍隊即ちリヤル・パワーに對して如何なる思想を持つてゐたか窺ふことが出来やう。

この當時の政治鬭争は軍隊と貨幣の支配權を手に入れることによつて決せられた。しかし諸黨派の對立は一應思想上の對立となつて現はれることは言ふまでもない。殊にこの時代にはまだ宗教上の信條が人々の行動を決する上に大きな力を持つてゐた。ホッブスは當時の思想上の黨派を次の様に列擧してゐる。第一にクリストの代辯人であり、神から地上の支配權を與へられたと考へてゐる人々、第二に法皇の主權を認め法皇黨と呼ばれてゐる人々、第三に信仰と思想の自由を主張し、主權の自由な批判が許されると考へてゐる人々、第四に古代ギリシヤ

14) Hobbes, Behemoth or the Long Parliament (1668). Works. Vol. VI. edited by Sir W. Molesworth.

やローマの民主的政治形態、民主的思想に心酔してゐる人々、第五にロンドン市、其他多くの商業都市に於て民主國オランダの繁榮をうらやみ、その原因を民主主義的政治形態に歸してゐる人々、第六に自ら戦争を望み、勝味のありさうな議會軍の傭兵にならうとする無産者達、最後に一般人の常識、即ち「彼等は何によらず自分の所有してゐるものゝ主人だと心得てゐるので、自分達の了解なしに共同の保安と言ふ口實で財産を取り去ることは出来ないと思つてゐる。キングとは騎士、男爵、伯爵、公爵等々と次第に富の力によつて上つて行く最高の位階の稱號に過ぎず、それらの位階はたゞ先例と慣習によつて釣合ひを保つてゐるに過ぎない。且つ自分達は最も賢明で御用金や其他の公課を出ししるる議會に選舉されるに適してゐると言ふのが一般人の考へである。」¹⁵⁾要するにホッ布斯によれば、利己的な大衆は臣民の義務、特に納税義務について正しい觀念を持たず、議會の演壇や教會の説教臺や大學の講壇(當時英國の大學は多くローマ舊教の勢力下にあつた)から來る煽動演説に耳を傾けるのである。ところでこれらの煽動者達によつて大衆に吹きこまれる反國家的租税思想とはどんなものか。ホッ布斯はこれをどう批判しやうとしてゐるか。この點を明かにして置くことはホッブスの租税思想を理解する上に是非とも必要である。

第一に主權の分割、即ち具體的に言へば國民の財布を握り租税協贊權を持つ議會と宣戰媾和の大權其他の行政權とを分割する説である。これは混合王制ミックスド・モナキと言はれ、イギリスの傳統的政治形態であり、また當時の大地主、大商人階級の政治上の理想でもあつた。併しホッ布斯によれば、これは政治形態と言ふよりもむしろ無政府状態である。前に引用した「長期議會史論」の一節からも知られる様に、ホッ布斯は軍事的勢力が貨幣の支配權を握ること

15) Hobbes, Behemoth. p. 169

とによつて決定的に左右されることを知つてゐた。従つて混合王制は主權の分割ではなくその破壊である。ホッブスは軍權と徴稅權の徹底的統一を希望した。¹⁶⁾そしてこの理想は一時的にせよクロムウエルの武斷政治によつて實現された。

第二に所有權の絶對性を主張し、租稅は個人の同意なくして徴收され得ないとする説、これは結局第一の主權分割論におちつくだらう。だがホッブスはこゝでは特に租稅の協贊權やそれを辯護するために引用されるマグナ・カルタの條項の當否を問題にしてゐるのである。國王は法によらずして租稅を徴收することは出來ない、と言ふマグナ・カルタの條項をホッブスも認めてゐた。だが彼に従へば、法は國王の作るものであり、法の作成者は自分の作つた法の適用をうけない。法の對象は臣民であり、臣民のみが法に服従する。然るにかのマグナ・カルタの條項は全く逆の意味に解されて、納稅を拒絶し國王と臣民との租稅鬭争を激化させる手段に利用されてゐる。併しこの條項はむしろある臣民が主權を濫用して他の臣民に租稅を轉嫁するが如き臣民の間に於ける租稅鬭争を統制するためのものである。従つて又ホッブスによれば、主權者の立法によつて租稅が徴收される限り、臣民はこの課稅の是非を論議し行政訴訟を起こすことを得ない。司法は元來君主が臣民間の争ひと正義の問題を決するためのもので、君主の正否を決するものではない。かうしてホッブスはまた司法權と徴稅權の徹底的統一を希望するのである。¹⁷⁾このホッブスの主張は長期議會召集の直前に起つた船稅 (Ship money) 訴訟事件に關聯させて見るとよく理解出來やう。バックingham・シヤイヤーの一地主ジョン・ハムデン (John Hampden) なるものが船稅の非立憲的性質を指適して訴訟を起こした。稅額は僅かであつたが、(ホッブスによれば年收五〇〇磅に對する二〇志の課稅)¹⁸⁾

16) Hobbes, De Cive. Works, Vol. II p. 150

17) Hobbes, De Cive. p. 85 (note)

18) Hobbes, Behemoth. p. 209

ハムデンは訴訟を通じてスチュアルト王朝の専制に對する民衆の反抗を喚起しやうとしたのであつた。ホッブスは恰もかやうな國王に對する訴訟權を非認してゐるのである。

第三に信教、思想上の自由と政治批判の自由の待望、またかゝる自由を保證する處の民主政治が租税を輕減すると云ふ説、併しホッブスによれば政治は宗教や道德上の理想ではなく、かゝるものを超越した實力であるから一度かゝる實力を行使する國家が成立した以上は善惡の終局の判定者は個人ではなく法でなければならぬ。さもなければこゝに思想上の萬人對萬人の争ひが生じるのであらう。法によつて徴收される租税についても同様であつて、もしも個人の價值判斷で租税の可否が決定されるとしたら、其は實は宗教上の獻金の如きもので租税とは言へない。更に民主政治が果して専制政治よりも大衆の租税負擔を輕減するだらうか。ホッブスはさうは考へない。成程専制政治に於ては主權者の寵臣や宮庭の浪費に多くのものが使はれるであらうが、それは結局支配者一人に屬する範圍のもので一國全體から見れば極く僅かである。然るに「デモクラシーに於ては何んと多くのデマゴグ達や多くの有力な雄辯家達が民衆の則に立つて、多くの親類、縁者、友人、阿諛者達に報酬をふるまふことであらうか。彼等の何れも自分の家族を出来るだけ有力にし富裕にしやうと望むばかりではなく、又自分の勢力を一層つよめるために他人に恩恵をほどこして自分にひきつけて置くからである。」¹⁹⁾ 専制國には一人のネロがあるに過ぎないが、民主國には民衆をあまやかせるデマゴグの數だけネロがある。従つて民主國の租税負擔は専制國より重くなるのは當然である。

最後に納税義務の神學的基礎付、これは元來、中世の租税思想であり、教會及び法皇への貢納義務を説くもの

19) Hobbes, De Cive p. 132-133

であるが、既に國民國家の成立した時代には現世的主權を分裂せしめる様な効果を發揮する。この思想に對するホッブスの批判は、彼の過渡的地位(中世より近世への)を明かにする上に必要であるから、やゝ詳細に論じやうと思ふ。納稅義務の神學的解釋とは地上の權力の上に神の權威を想定して租税をこの神に對する義務であると説明する仕方である。近世の所謂租稅利益説は納稅義務に服するについて財産の安全を交換條件としてゐるが、この神學的租稅論はさうした現世に於ける財産への執着よりも、むしろ納稅義務者に對して來世の幸福を説くのである。²⁰⁾更に納稅義務に服しないものは地獄に關するの説教や破門等の手段によつて畏懼される。戦争と饑饉の恐怖にさらされてゐる無智文盲の中世農民に對して右の様な手段が法律以上の效力を持つてゐることは容易に納得出來やう。この點から見れば神學的租稅思想は結局納稅義務者に對する封建的支配を強化するためのものに過ぎない。それは表面的には地上の權力の上に神の權威を置くが、實は神意の獨占的解釋者である法皇、教會及びかゝる封建的權力の支持者達の地上に於ける絶對性を辯護しやうとしてゐるのである。この神學的租稅思想はかのヘンリー八世の宗教改革や教會領沒收の強行手段によつて現實の地盤を喪つたが、法皇及び舊教國スペインとの同盟を背景に成立したスチュアルト王朝時代に入つて再び復活したのであつた。ホッブスは普通スチュアルト王朝の則に立つ專制主義者であると見られてゐる。併し彼はむしろ主權及び課稅權の純粹な現世的解釋に於てスチュアルト王朝の僧侶主義と對立するのである。ホッブスは「リバイヤザン」の中で次の様に言つてゐる。「一個の人間の中に三つの靈魂が存在すると説く醫者の様に、一つの國家の中に一つ以上の靈魂即ち主權が存在すると考へる人達がゐる。彼等は主權 (sovereignty) に對して支配 (supremacy) を、國家法に對して教會法 (canon) を、現世的

主權に對して亡靈的主權 (ghostly authority) を掲げる。そして其自體としては無意味であるが、そのあいまいさのために人心をまどはせる様な言葉や用語を以て現世的王國の他に恰ももう一つの王國、云はゞ精靈の王國の様な目に見えぬものが暗闇の中を徘徊してゐると言はんばかりの暗示を與へる。²¹⁾ ホッブスはかやうな教義が結局法皇と教會に人心を集めるばかりでなく貨幣をも引きつけるものであることを知つてゐた。「説教者達は貧弱な頭の男女達に説いて法皇に對する愛着をつよめ、人々の病氣の時は贖罪に必要な獻金や傳道所の建築其他敬虔な奉仕によつて法皇に對して好意的である様に煽動した」²²⁾ ホッブスは又僧侶達が天國や地獄に於ける靈魂の状態について説教しつゝ、民衆からどんなに多くの貨幣をひきあげたかをしばしば指適してゐる。

ところでホッブスの中心問題は租税權の主體は國王(又は國家)であるか、神(又は教會)であるか、或は納税義務は法的義務であるか、宗教的、道德的義務であるかと言ふことである。勿論ホッブスは租税權の主體は國王であり、納税義務は法的義務であると主張する。國家の主權以外の法源を認めないホッブスにとつては、教會に對する貢納はたゞ個人の良心と自由意志に基くところの寄捨であつて、法的強制力を伴ふ租税であつてはならないのである。もしも教會に對する貢納が強制力を持つとすれば、其は教會の上にある國家がこれを是認して法的效力を持たせたからである。福音主義者は福音によつてのみ生活し、決して強制力を濫用してはならないと云ふのがホッブスの主張であつた。このホッブスの思想はもう一度個人に對する彼獨特の見方を思ひ出せば一層よく理解出來やう。ホッブスの前提してゐる人間は中世社會の宗教的人間ではなく、封建的束縛から解放され互に鬭争し合ふ利己的な個人であつた、既に個人を内面的に規律してゐた教會の精神的統制力がゆるんで來た近世市民社會

21) Hobbes, Leviathan. Works. Vol. III p. 316

22) Hobbes, Leviathan. Works. Vol. III p. 316

の勃興期にあつては、租税は個人の外部から来る法的強制力の形をとらねばならない。ホッブスの考へてゐる租税は中世より近世への移行期に現はれるべき強力な現世的主權に基く租税なのである。要するにホッブスは法もしくは公權力に基く租税と個人の任意に基く貢納とを截然と分ち、兩者の中間に位する私權と公權との混同しゐる様な慣習的、倫理的貢納（これは封建的貢納の特色である）を排除しやうとする。論理的思惟の徹底、併し乍ら歴史的要素の無視、これはまたホッブスの租税思想の特色である。併し吾々はこのホッブスの租税思想を簡単に論理上の遊戯として片付け去ることは出来ないであらう。かうした論理の明確さはイギリスの内亂期に身を置いて考へて見れば、同時にまた封建的支配を倒し、近代國家を確立しやうとする立場の明確さをも言ひ現してゐるからである。

以上で私はイギリスの内亂期に於ける租税思想の對立を考察し、同時にホッブスがこれを如何に批判してゐるかを見て來た。ホッブスの考へでは對立する思想の數だけ、對立する黨派―彼によれば議會も一種の黨派である―があり、其等の對立は結局國家の主權を分解させるものである。彼はすべての黨派の上に超越するリバイヤザンの出現を望んだ。このリバイヤザンは、ホッブス自身の比喩によれば、強力な主權を頭腦とし、國庫を心臓とし歳入を靜脈、歳出を動脈とし、貨幣を血管内をめぐる血液とする現實的な勢力である。其は決して倫理上、宗教上の理想ではない。一般に人の頭の中で勝手に作られた過剰な思想はホッブスの輕蔑する所であつた。「市民論」(De Cive)の序説に次の様な徹底した見解が述べられてゐる。「君主が領土を保全するのは、議論によつてではなく、惡を罰し善を守ることによつてである。同様に臣民が何が公正であるかを測定するのは個人の言説や判斷によつてではなくしに國家の法律によつてである。また彼等が安全に保護されるのは論争によつてではなくしに權

23) Hobbes, Leviathan, Chap. 24

力によつてである。「この言葉の表面だけを見れば、ホッブスは國家に關する一切の理論を無用だと主張してゐる様である。併し彼の眞の意圖はさうではなくて、現に存在する國家、従つて租税について偏見にとらはれない正確な理論を組み立てやうとしてゐるのである。實にホッブスの時代ほど國家及び租税に關するデマゴギーの跳梁した時はなかつた。従つてまたホッブスほど租税に關する科學的な理論の必要を感じてゐた人はなかつた。彼は次の様に言つてゐる。「すべての人は生れつき感情とか利己心とか言ふ擴大鏡をかける癖がある。其を通じて見るとごく僅かの租税でも大きな重荷の様に見えるものだ。だが人々は自分達の目の前にさしせまつてゐる慘禍而も租税を支拂はなくてはどうしても避けられない慘禍を展望し得る様な見通しのきく望遠鏡、即ち道德科學(moral science)とか國家科學(civil science)とか言ふものを持つてゐない。」²⁴⁾國家及び租税に關する科學の建設、これはホッブスが心ひそかに自然科學に於けるガリレイの偉業にも比してゐたものであつた。自然科學は着々と人類に對して功績をもたらしつゝあるにも拘らず、國家(従つてまた租税)について如何に萬卷の書が書かれても、人類の不幸は消滅しないのみか、益々増大して行く。ホッブスの時代にはイギリスでは未曾有の内亂が進行中であり大陸では三十年戦争が尙續けられてゐた。ホッブスはこの慘狀を目のあたりに見て、その原因を考へた。そしてこれは結局國家に關しては、自然科學に於ける程に精密な科學がなく、個人は國家に對する服従の義務を理解せずして様々の偏見にとらはれて、感情のおもむくまゝに相争つてゐるからだと言ふ結論に到達した。そこでホッブスはその當時やうやく成果を現はし始めた自然科學の方法を國家と租税の問題の解決にも適用しやうと試みたのであつた。ホッブスの租税論の内容そのものについては次の機會に論じるであらう。

追記——私がこの稿をまとめてゐる時に、「西哲叢書」から重松俊明氏の著になる吾國最初の「ホッブス」のモノグラフィイが出た。ホッブスの思想全體の輪廓をつかむのにこれをしばしば参考にした事は云ふまでもない。